

広島県立美術館の入館料に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十四年四月一日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第三十八号

広島県立美術館の入館料に関する規則の一部を改正する規則

広島県立美術館の入館料に関する規則（平成二十一年広島県規則第三十三号）の一部を次のように改正する。

題名中「広島県立美術館の」の下に「特別展の観覧に係る」を加える。

第一条中「広島県立美術館（以下「美術館」という。）の入館料」を「広島県立美術館条例（昭和四十三年広島県条例第二十号。以下「条例」という。）第十一条第一項に規定する入館料（以下「入館料」という。）」に改める。

第二条第一項中「広島県立美術館条例（昭和四十三年広島県条例第二十号。以下「条例」という。）第十一条第一項に規定する」及び「別記様式による」を削り、同条第二項中「前項の入館券を購入した者」を「特別展を観覧しようとする者」に改め、「美術館に入館するときは」を削り、同条第三項中「第一項の」を削る。

第三条の見出し中「減免」を「免除」に改め、第一項を削り、同条第二項中「特別の展示（教育委員会が行うものに限る。）に係る」を削り、同条第二項を同条とする。

第四条及び第五条を削る。

別記様式を削る。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。